

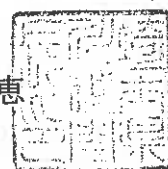
川越市告示第 245 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 31 日から 2 週間川越市建設部道路環境整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

川越市長 森田初恵



- 1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
市道 市道 0001 号線 川越市城下町 10 番 10 地先から
同市元町 1 丁目 2 番 1 地先まで
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に
占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該
道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認めら
れる場合は、この限りではない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した
場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用制限の開始の期日
令和 7 年 3 月 31 日

